

厚木市環境審議会委員を 募集します！！



厚木市環境基本計画の推進状況のチェックや環境保全に関する市の取組について審議、検討していただく審議会です。

専門的な知識や環境活動等の経験がなくても大丈夫です。一緒にあつぎの環境について考えていただける方を募集します。

- 1 募集人員 4人
- 2 任期 令和7年8月1日から2年間
- 3 報酬 1日 ¥7,800円（税・交通費含む）
- 4 応募条件
 - (1) 市内に在住、在勤又は在学している
 - (2) 応募日現在18歳以上
 - (3) 厚木市の他の審議会等の委員でないこと
 - (4) 平日昼間の会議に出席できること（年2回～4回程度）
- 5 応募方法
別紙様式申込書に必要事項を記入の上、直接窓口持参、郵送又はEメールで、**令和7年6月25日(水)【当日消印有効】**までに、担当宛提出願います。
- 6 選考
 - (1) 選考委員会を設置し、公平かつ公正に選考を行います。
 - (2) 選考結果は、応募者御本人宛に通知します。（7月下旬頃を予定。）
- 7 その他 御不明な点は、お気軽に担当までお問い合わせください。

担当 厚木市環境農政部環境政策課環境政策係 荒井

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

第二庁舎7階東側

電話 046-225-2749（直通）

Eメール 3100@city.atsugi.kanagawa.jp

厚木市環境審議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市環境審議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者で18歳以上の者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の20パーセント以上とし、委員の男女の比率は同じとすることに努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページで募集するものとする。

2 委員に応募する者は、厚木市環境審議会委員応募申込書（別紙様式）を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、環境農政部長、循環型社会推進担当部長、環境政策課長、生活環境課長、環境事業課長、ごみ減量化・資源化担当課長、農業政策課長、農林・鳥獣対策担当課長、都市農業支援担当課長をもって構成する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長は環境農政部長の職にある者をもって充てるものとする。
- 5 選考委員会は選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、環境農政部環境政策課において処理する。

(委員の選任)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、年齢、性別、環境関連活動の経験及び提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

(選任の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

厚木市環境審議会委員公募の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市環境審議会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、「厚木市環境審議会に係る委員公募選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、環境農政部長、循環型社会推進担当部長、環境政策課長、生活環境課長、環境事業課長、ごみ減量化・資源化担当課長、農業政策課長、農林・鳥獣対策担当課長、都市農業支援担当課長をもって構成し、選考委員長には、環境農政部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、環境政策課に置く。

2 選考数

募集人員及び次点1人を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市環境審議会委員応募申込書（以下「申込書」という。）と、応募の動機及び小論文等を基に、総合的観点から公募委員としての適格について、次表の評価項目に従い5段階評価で採点し、協議・決定するものとする。なお、選考委員に配布する申込書は氏名及び住所を伏せたものとする。

また、評価点の得点合計が満点の60パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点（5段階評価）				
本市の環境保全に対する意欲や熱意	5	4	3	2	1
環境問題に対する考え方	5	4	3	2	1
環境審議会における役割	5	4	3	2	1
提出された文章の内容	5	4	3	2	1
環境関連活動の経験や環境保全に対する知識	5	4	3	2	1

【配点基準】 委員として… 5点：大いに期待できる 4点：ふさわしい 3点：普通 2点：ややふさわしくない 1点：ふさわしくない

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。

厚木市環境審議会の委員とは

1 委員の構成

環境審議会の委員は、様々な立場の方々に参画していただき、幅広く意見をいただくために、大きく分けて学識経験者等と公募委員から構成されています。

(1) 学識経験者等

専門的な知識や経験を持った方、自治会関係者の代表、関係行政機関の職員といった、専門的な知見や特定の立場からの意見が求められる方々です。



(2) 公募委員

主に、生活者としての意見や一市民としての立場で意見が求められます。環境保全の知識や経験がなくても問題ありません。



2 審議

主に環境関連施策（地球温暖化、自然環境、ごみ、生活環境等）に関する重要な事項（毎年の取組報告や計画の改定など）について御意見をいただきます。

3 会議について

定例の審議事項は、取組の報告で年2回程度の会議が基本です。計画の改定など特別に審議する必要がある場合には、年3回以上の会議が開かれます。

一回当たりの会議の時間は、概ね2時間ですが、案件によっては延長することもあります。

都合が悪く出席できない場合は、事前に連絡いただければ問題ありません。



☆ 厚木市環境基本計画など、環境保全に関する各種計画は、厚木市ホームページをご参照願います。